

3 . 資 産 の 内 容

3. 資産の内容

a) 現況説明・ 資産目録

今回推薦対象とする資産のうち、神社と寺院の建造物は、「条約」第1条の定義による「建造物群」に該当する。また、これらの建造物群の立地とその環境は、「条約」第1条の定義による「遺跡」であって、「作業指針」（1997年度版）第39節（iii）に規定する「関連する文化的景観」に該当する。

その内訳は、2箇所の神社、1箇所の寺院に属する103棟からなる建造物群及びこれらの建造物群をとりまく環境で、いずれも日本史上極めて重要な位置づけをもっている。

以下に、各所有者ごとの建築群の構成と文化的景観の内容を概述する。ただし、建造物については、103棟の建造物のうち、前章「2. 登録の価値証明」で記述した歴史的、学術的な価値を特に代表するものを記述する。

1) 建造物群

A. 二荒山神社

二荒山神社は、日光の山岳信仰の中心として大己貴命（おおなむちのみこと）、田心姫命（たごりひめのみこと）、味耜高彥根命（あじすきたかひこねのみこと）を祭神として崇拝されてきた神社である。

社伝によれば、嘉祥3年（850）には、現在の東照宮鐘楼付近に社殿が移転され、新宮と呼ばれ、現在の本宮神社付近にも本宮の社殿が構えられ、滝尾の三社を合わせて、日光三社と呼ばれた。

中世には、日光の山岳信仰が隆盛となり、社殿も多数造営された。また、文明8年（1476）には、山内に松や杉が植えられ、現在は老樹となり自然的景観を形成している。

元和5年（1619）には、東照宮の造営に伴い、徳川幕府によって、本殿が造営され、その後、諸社殿が同様に造営された。また、造営以来、適切な修理や維持管理が行われ、今日に至っている。

本殿など23件が重要文化財に指定されている。

本殿（A1）は、元和5年（1619）に造営されたもので、正保2年（1645）の諸社堂造営に伴いわずかに移転し、また、屋根の葺替、塗装の塗替、飾金具の変更があったが、軸部、戸口、建具等には全く後世の形式変更はない。各部分の華やかで複雑な彩色、塗装、彫刻などの装飾は元和創建当時の建築様式を現している。

拝殿（A 4）は、元和 5 年（1619）に造営されたもので、正保 2 年（1645）に本殿の移転に伴い再建された。その後、屋根の葺替があったが、他には全く後世の形式変更はない。本殿とは違って、彩色文様も彫刻もなく、単純ではあるが、創建当時の建築様式を現している。

神橋（A 6）は、既に室町時代にはその存在が確認できる。現在の橋形は、寛永 13 年（1636）のもので、左右の川岸に沿って石の橋脚が立てられ、朱漆塗りである。その後、修理、架け替えが行われてきた。明治 35 年（1902）に洪水で流失し、明治 37 年（1904）に本来の形式に忠実に再建された。

別宮滝尾神社本殿（A 7）は、社伝では天長 2 年（825）に造営されたと伝えられ、正保 3 年（1646）に現在地に移転されたものである。正徳 3 年（1713）に建て替えられ、昭和 16 年（1941）に倒樹により全潰したが、旧主要材を再利用して完全に復旧した。なお、本殿背面に扉が付けられ、神体山である女峰山を拝することができ、山岳信仰を示す形式となっている。

別宮本宮神社本殿（A 12）は、大同 3 年（808）に創建され、天長 4 年（827）と嘉祥 3 年（850）に移転されたものと伝えられている。その後、中世から近世にかけて度々の火災や合戦で焼失したが、その度に再建されてきた。現在の社殿は、貞享 2 年（1685）に再建されたものである。

神輿舎（A 16）は、当初は、元和 3 年（1617）に東照宮の仮殿拝殿として造営されたもので、寛永 15 年（1638）と寛永 18 年（1641）に移転した。素木造の正面 3 間・側面 2 間の小建築であるが、元和創建当時の東照宮建築を唯一残すものである。

B. 東照宮

東照宮は、徳川初代将軍家康の霊廟として、元和 3 年（1617）に創建されたのが始まりで、現在の主要な社殿は、三代将軍家光によって、寛永 13 年（1636）に造営されたものである。

東照宮の建築では、本殿に拝殿を石の間に連結した「権現造」様式や彫刻、彩色等の建築装飾等、近世的建築技術が確立されるとともに、建物の配置法と彩色や形態に優れた工夫が行われている。これらは、当時の第一級の技術者によって造営された。

造営以来、修理に当たっては、従前の形式と技法を踏襲しながら行われた。しかし、度重なる修理のうちに、その時代の流行や工法により技法を変更したり、文様、主題を改めることも起こり得たため、宝暦3年（1753）に装飾の形式、技法の変更を防ぐための「結構書」が作成され、その後の修理における仕様、配色などの基準とした。その後、適切な修理や維持管理が行われ、今日に至っている。

本殿・石の間及び拝殿、正面及び背面唐門、東西透塀、陽明門及び東西廻廊が国宝に、そのほか34件が重要文化財に指定されている。

本殿・石の間及び拝殿（B1）は、寛永13年（1636）に造営されたもので、承応3年（1654）に屋根の葺替、元禄3年（1690）に本殿亀腹石の変更があったが、他には全く後世の形式変更はない。

東照宮本殿・石の間及び拝殿は、本殿に拝殿を石の間で連結した工字形の神社建築様式「権現造」の完成形で、その後の霊廟建築や神社建築の規範となった。また、これらは、当時の第一級の技術者により造営され、当初から、彫刻、漆塗、彩色、飾金具などの建築装飾に優れた技法が用いられた。

正面及び背面唐門（B2）は、寛永13年（1636）に造営されたもので、屋根の葺替があったが、他には全く後世の形式変更はない。正面唐門は、屋根の四方の軒を唐破風形とし、地紋彫、象嵌や屋根の銅製彫刻など、構造、技巧に優れた技術が見られる。

東西透塀（B3）は、寛永13年（1636）に造営されたもので、土台及び屋根材の変更があったが、他には全く後世の形式変更はない。唐門の左右から延びて、本殿・石の間及び拝殿を囲んでおり、その延長は160 m、柱間は87間である。透塀の中央に特異な枠どりの中に花狭間格子を配し、欄間には各種の花や鳥などを取り合わせた彫刻が施されている。

日光で最も有名な建築である陽明門（B4）は、寛永13年（1636）に造営されたもので、屋根の葺替、塗装の塗替があったが、彫刻や主要化粧部材は創建のままである。東照宮建築群の中でも最も彫刻などの建築装飾に優れた建物である。彫刻においては、建築構造部材であるべきものの一部を彫刻化したり、構造部材の表面に大規模な彫刻を取り付けたり、羽目板の表面に多数の彫刻を取り付けたりしている。また、漆塗、彩色、飾金具による建築装飾技法が、その表現の特性、耐久性に応じて使い分けられている。

東西廻廊（B 5）は、寛永 13 年（1636）に造営されたもので、正保 4 年（1647）に、地震の被害により、廻廊の北側部分が取り除かれたが、他には全く後世の形式変更はない。陽明門の左右二間ずつの袖塀から東西に延び、本殿などを南、東、西側から囲み、その延長は 220 m である。南側は、計 25 枚の大彫刻で飾られ、内側は円柱を建てた吹抜となっている。

水屋（B 16）は、寛永 13 年（1636）に造営されたもので、江戸時代中期頃に、構造材の一部に変更があったが、他には全く後世の形式変更はない。柱に石材を使用するとともに、水盤の水を滝尾神社付近から水道管を付設し、逆サイフォン方式で引くなど、当時の新しい建築技術が取り入れられている。なお、現在は、鉄管利用の上水道に改められている。

神厩（B 17）は、寛永 13 年（1636）に造営されたもので、間仕切り、欄間の変更があったが、他には全く後世の形式変更はない。神厩は、東照宮建築のなかで唯一の素木づくりで、当時の武家の殿舎に用いられた書院造の馬屋の形式にのっとっている。現存する大型の神厩建築の唯一の遺構となっている。

五重塔（B 19）は、慶安 3 年（1650）に造営されたが、文化 12 年（1815）に焼失し、文政元年（1818）に再建されたものである。この塔は、心柱を第四層目から吊り下げ、その下部は礎石上にのらず約 10cm 程遊離させ、塔の重心を常に中心から外れないようにする力学的な構造が採用されるなど、風害や地震の対策が施されている。

石鳥居（B 20）は、元和 4 年（1618）に造営されたもので、後世の形式変更はない。高さ 9.2 m、幅 13.2 m で、15 個の石材で造られている。石鳥居においても、重量配分を考慮し、柱を 2 本継ぎとするとともに、笠木と鳥木の中を空洞とするなど、地震対策が施されている。

坂下門（B 21）は、奥社への入口の門として、寛永 13 年（1636）に造営されたもので、屋根の葺替、塗装及び飾金具の変更があったが、他には全く後世の形式変更はない。飾金具に七宝焼を用いるなど、優れた技巧が見られる。

奥社宝塔（B 22）は、元和 8 年（1622）に木造で創建されたが、寛永 18 年（1641）に石造に改められ、さらに地震により倒壊した後、天和 3 年（1683）に現在の銅製に改められたものである。この塔の下に徳川家康の遺骸が葬られているため、雨水の流入を防ぐために石敷に勾配を付し、さらに宝塔の基壇石、周囲の石棚の継手には鉄の太柄や楔を入れて、鉛を鑄込んで密着させるなど、当時の最高の技術によって造営されている。

御旅所本殿（B 34）は、元和6年（1620）に、その存在が確認できるが、その後、貞享元年（1684）に焼失し、貞享2年（1685）に再建されたものである。この建物は、渡御祭の際に神輿が渡御する建物である。渡御祭は、百者揃千人行列とも呼ばれ、徳川家康の日光遷座の様子を今日に伝える祭礼である。

C. 輪王寺

輪王寺は、8世紀末、日光開山の勝道が創建した四本竜寺に起源をもつ。寺伝では四本竜寺の創建は、天平神護2年（766）で、以後名称は、満願寺（810）、光明院（1240）、輪王寺（1655）と変遷した。

輪王寺は、日光山の中心となる寺院として発展し、鎌倉時代には、鎌倉幕府の尊崇を受け、さらに、室町時代には、一時衰微したが、一般の崇拜は絶えることなく信仰を集めた。

その後、江戸時代初期に、東照宮の造営に伴い、輪王寺の堂宇も造営された。また、承応2年（1653）には、徳川家光の霊廟である大猷院霊廟が造営され、輪王寺は、その菩提寺となり、徳川幕府の尊崇を受けた。

大猷院霊廟は、当時の第一級の技術者によって造営され、彫刻、彩色等の建築装飾の技法が完成されるとともに、建物の配置法と彩色や形態に優れた工夫が行われている。

明治4年（1871）に神仏分離令が実施され、輪王寺と二荒山神社、東照宮に分離された。これに伴い、本堂（三仏堂）と相輪様が現在地へ移転した。

造営以来、修理に当たっては、貞享4年（1687）に作成された全体の配置図、各建物の平面図、立面図や宝暦3年（1753）に作成された「結構書」などにより、以前の形式と技法を踏襲しながら、適切な修理及び維持管理が行われ、今日に至っている。

大猷院霊廟本殿・相の間・拝殿が国宝に、そのほか37件が重要文化財に指定されている。

大猷院霊廟本殿・相の間・拝殿（C 17）は、承応2年（1653）に造営されたもので、江戸時代の修理において塗装の仕上げに一部変更があったが、他には全く後世の形式変更はない。

大猷院霊廟本殿・相の間・拝殿は、東照宮と同様に「権現造」様式であるが、東照宮の石の間に相当する相の間の床が、拝殿と同じ高さとなり、中殿の形式とするとともに、本殿の屋根を二層にするなど形式の相違が見られる。また、これらは、当時の第一級の技術者により造営され、当初から、彫刻、漆塗、彩色、飾金具などの建築装飾に優れた技法が用いられた。

本堂（三仏堂）（C 1）は、嘉祥元年（848）に創建されたと伝えられるが、現在の本堂は、正保4年（1647）に造営され、明治4年（1871）の神仏分離令の実施に伴い、明治12年（1879）に現位置に移転されたものである。造営以後の長い年月により、形式の一部に変更が見られたが、近年、調査によって得られた資料に基づき、屋根を除き造営当初の形式に復旧され、江戸時代前期の形式をよく現している。

開山堂（C 4）は、日光を開山した勝道を祀る靈廟で、享保5年（1720）頃に造営されたもので、唐様の重層宝形造り、総弁柄朱漆塗りの建物で、江戸時代中期の建築様式を現している。地藏菩薩像が安置され、毎年4月1日に開山会法要が行われる。

常行堂（C 5）と法華堂（C 6）は、平安時代に創建されたが、現在の建物は、慶安2年（1649）に再建されたものである。和様の常行堂と唐様の法華堂が渡廊下で繋がり、慈眼堂への入口にもなっている。

常行堂には、開口部などの一部に変更があったが、近年、調査によって得られた資料に基づき、造営当初の形式に復原された。

三重塔（C 16）は、四本竜寺の創建の地に、貞享2年（1685）に再建されたもので、初重から二重、三重に至る遞減が良く、安定感のある塔であり、江戸時代中期の形式を良く現している。

大猷院靈廟唐門（C 18）、夜叉門（C 23）、皇嘉門（C 32）は、大猷院靈廟の造営に伴い、承応2年（1653）に造営された門であり、後世における形式変更はない。

大猷院靈廟唐門（C 18）は、向唐門で、屋根の前後の軒を唐破風形とし、細かい地紋彫の彫刻や透彫の飾金具など、構造、意匠、技巧に優れた技術が見られる。

大猷院靈廟夜叉門（C 23）は、八脚門で、屋根の前後の軒を唐破風形とし、彫刻を牡丹で統一し、柱に胡麻殻の面をとるなど、構造、意匠、技巧に優れた技術が見られる。なお、正面左右の間に赤と青、背面には白と群青色に彩色された夜叉像を安置している。

大猷院靈廟皇嘉門（C 32）は、奥院への入口に立つ「竜宮造」様式の門で、腰壁を密陀塗という特殊な技法で白色に塗装するなど、構造、意匠、技巧に優れた技術が見られる。

2) 遺跡（文化的景観）

推薦資産は、江戸時代初期に、徳川幕府の創立者である徳川家康の霊廟である東照宮の造営によって、現在の建造物群が形成された。その後は、代々の將軍の参拝や朝廷からの例幣使の派遣などが行われ、また朝鮮通信使も参詣しており、江戸時代の政治体制を支えるための極めて重要な歴史的役割を果たしており、江戸時代の代表的な史跡のひとつである。

東照宮と大猷院霊廟は、山の地形を利用して造営され、石垣や階段により境内を広くまたは狭く見せ、また、参道に曲折をつけて奥行きや緊張を見せる工夫をしている。さらに、大切な建造物になるにしたがってだんだん高い所に建てられ、建造物も巧みに配置され、尊厳の風格を盛り上げている。これらの地割りや石垣等の造営は、日本の城郭建築で築き上げられた最高の建築技術で造営され、また、水道や排水設備が当時の最新の技術により整備された。

また、日光山内の山林地域は、8世紀末に始まる日光の山岳信仰の聖域とされ、老樹の杉林を形成し、現在も境内の杉が御神木とされている。これらの景観は、自然に対する原始的な信仰が発生して以来の日本人の伝統的な自然観と深く結びついて、今日まで伝えられてきたものである。日光山内の山林地域は、日本独特の神道思想との関連において、自然と社殿が一体となった文化的景観を形成する不可欠な資産となっている。

なお、日光山内の地域は、昭和9年（1934）に日光国立公園に指定され、その保護が図られている。

付属資料4-a 主要（国宝・重文）建造物目録

4-b 国宝・重要文化財建造物、史跡 官報告示写し

付属資料5 主要（国宝・重文）建造物図面

b) 歴史

このたび世界遺産一覧表に推薦する「日光の社寺」は、日光が開山された8世紀末から現在に至るまでの日光の歴史を継承する文化資産群である。

以下に、日光開山以降今日に至る資産の歴史について概述する。

【奈良～平安時代 8世紀初頭～12世紀末】

日光山周辺は古来山岳信仰の舞台であり、仏教者の修行の場であった。ここに明確な宗教活動が営まれるに至るのは、8世紀後半である。

僧勝道は、782年に男体山の登頂に成功し、その2年後に寺院を建立し日光山を開いた。この後、日光山は、日本古来の神の信仰と仏教信仰とが結びついた、山岳信仰の聖地として発展することになった。二荒山神社と輪王寺は、この伝統を受け継ぐものである。

12世紀中頃には、常行三昧堂などの堂社の創建が盛んに行われ、勢力も増大した。

【鎌倉～室町～桃山時代 12世紀末～16世紀末】

12世紀末に鎌倉幕府が開設されると、関東の鎮護として源頼朝をはじめ歴代将軍の崇敬を受け、多くの堂塔が修造されて、日光山の宗教活動は更に発展をとげた。現在の日光山には、このころからの経典、美術品などが多数保存されている。

この時期には、また、日光山の峰々を結んで修行を行う日光修験の形態が確立した。

室町時代においては、日光山は関東の一大霊場としてその名を誇り、日光修験も全盛を迎えた。しかし、室町時代の末期には、諸勢力の対立に巻き込まれ、1590年には、豊臣秀吉によって大部分の領地が没収されて、一時衰退した。

【江戸時代 17世紀～19世紀中期】

江戸時代に入ると、日光山は、徳川家康の側近である天海の手により、再興に向かった。

特に1617年に徳川家康（1616没）、次いで1651年に徳川家光（1651没）が葬られると、日光山は徳川将軍家の祖を祀る霊廟の地となり、幕府によって、手厚い保護を受けることとなった。

諸国大名の参拝はもちろん、19回もの歴代将軍の参拝や121年間欠かさず朝廷からの例幣使の派遣も行われた。加えて、3回にわたり、朝鮮通信使の参詣なども行われた。このように日光山は、将軍家を頂点とする江戸時代の政治体制を支えるための役割も果たした。

徳川家康の霊廟「東照宮」は、当初、1617年に造営され、その後、1634～1636年に大造替が行われた。また、徳川家光の霊廟「大猷院霊廟」は、1653年に造営された。その他、江戸時代を通して、二荒山神社諸社殿、輪王寺の三仏堂、常行堂、法華堂、相輪櫓などの造営をはじめ、旧衆徒の寺跡再興、堂社廟塔の修造、造営や維持修理の活動が継続して行われた。また、日光山に集まる3街道に植えられた日光杉並木は、東照宮を中心とする日光山の整備の過程で植林され、江戸時代を通じて、幕府の命で維持されてきたものである。

また、日光山の年中行事も規定され、日光ならではの文化も発達し、繁栄した。

【明治時代以降 1868年～】

1871年に明治政府が神仏分離を命じた結果、江戸時代までは一体として経営されてきた日光山も二荒山神社、東照宮、輪王寺の二社一寺に分離され、これに伴い幾つか堂塔も移動した。また、この頃には、急激な近代化の波の中で、一時期、国内の文化資産を軽視する風潮が生じ、日光の社寺も一時衰微した。

一方、1879年には、日光の社寺を保護するため「保見会」（ほこうかい）が組織され、社寺の修理等を開始した。

政府が、1897年に「古社寺保存法」を制定して、文化遺産の保護に乗り出すと、日光には「日光社寺修繕事務所」が政府及び二社一寺によって組織され、社寺の修理を担当するようになった。同法は、1929年に保護対象を拡大した「国宝保存法」に移行された。一方、1919年には「史蹟名勝天然紀念物保存法」が新たに制定され、さらに、両法律は、1950年に「文化財保護法」に統合された。現在、日光においては、これに基づいて文化資産の保護行政が進められている。

また、1931年には「国立公園法」が制定され、1934年に日光国立公園が指定された。その後、1938年には特別地域が、また、1953年には特別保護地区が指定され、現在に至るまでその保護が図られてきている。

付属資料6 推薦資産の歴史年表

c) 資産関連資料

推薦資産に関する著書・論文・報告書などの数量は膨大である。よって、以下には、学術研究の基礎資料となるもののうち、特に重要なものを掲載する。

【歴史全般に関するもの】

- ・日光市史編纂委員会『日光市史』日光市 1979～1986
- ・栃木県史編纂委員会『栃木県史 資料編 近世6』栃木県 1977

【各資産に関するもの】

- ・『重要文化財二荒山神社本殿・拝殿修理工事報告書』二荒山神社 1967
- ・『重要文化財二荒山神社神橋修理工事報告書』二荒山神社 1967
- ・『重要文化財二荒山神社鳥居・中宮祀社殿・別宮本宮神社本殿その他修理工事報告書』二荒山神社 1967
- ・『重要文化財二荒山神社別宮滝尾神社本殿・別宮滝尾神社唐門・別宮滝尾神社拝殿・別宮滝尾神社楼門・末社朋友神社本殿修理工事報告書』二荒山神社 1975
- ・『重要文化財二荒山神社別宮滝尾神社鳥居他・大国殿・神輿舎・末社日枝神社本殿・別宮本宮神社拝殿・本社本殿他5棟修理工事報告書』二荒山神社 1981
- ・『国宝東照宮本殿拝殿付属蒔絵扉修理工事報告書』東照宮 1965
- ・『国宝東照宮表門・神厩・水盤舎修理工事報告書』東照宮 1965
- ・『重要文化財東照宮神楽殿・上中下神庫・御旅所社殿・仮殿鐘楼その他修理工事報告書』東照宮 1967
- ・『国宝東照宮本殿・石之間・拝殿修理工事報告書』東照宮 1967
- ・『国宝東照宮唐門・透塀修理工事報告書』東照宮 1967
- ・『重要文化財本地堂修理工事報告書（Ⅰ・Ⅱ）』栃木県 1968
- ・『重要文化財東照宮奥社拝殿・奥社鳥居・奥社銅神庫・奥社唐門・非常門・銅庫門修理工事報告書』東照宮 1972
- ・『国宝東照宮陽明門・同左右袖塀修理工事報告書』東照宮 1974
- ・『国宝・重要文化財東西回廊・坂下門・西浄修理工事報告書』東照宮 1975
- ・『重要文化財経蔵・鼓楼・鐘楼修理工事報告書』(財)日光社寺文化財保存会 1975
- ・『重要文化財東照宮神輿舎・東通用御門・表門附廊子塀・内番所・燈台穂屋（八角）・燈台穂屋修理工事報告書』東照宮 1981
- ・『重要文化財五重塔・鐘舎・上社務所修理工事報告書』(財)日光社寺文化財保存会 1981
- ・『重要文化財東照宮仮殿本殿相之間拝殿・仮殿唐門・仮殿掖門及び透塀修理工事報告書』東照宮 1986

- ・『重要文化財輪王寺本堂（三仏堂）修理工事報告書』輪王寺 1963
- ・『国宝輪王寺大猷院靈廟本殿・相之間・拝殿修理工事報告書』輪王寺 1966
- ・『重要文化財輪王寺大猷院靈廟二天門・唐門・皇嘉門・西浄その他修理工事報告書』輪王寺 1967
- ・『重要文化財日光山輪王寺児玉堂・銅包宝蔵（大猷院）修理工事報告書』輪王寺 1968
- ・『重要文化財輪王寺常行堂修理工事報告書』輪王寺 1975
- ・『重要文化財輪王寺大猷院靈廟奥院拝殿・瑞垣・奥院鑄抜門修理工事報告書』輪王寺 1975
- ・『重要文化財輪王寺法華堂・常行堂法華堂渡廊・大猷院靈廟宝庫修理工事報告書』輪王寺 1981
- ・『重要文化財輪王寺大猷院靈廟仁王門修理工事報告書』輪王寺 1986
- ・『日本建築史基礎資料集成 3 社殿Ⅲ』中央公論美術出版 1981

【論文等に関するもの】

- ・『Edo Architecture: Katsura and Nikko 』 OKAWA 1975 英語
- ・『Unbeaten Tracks in Japan. An Account of Travels in the Interior, Including Visits to the Aborigines of Yezo, and the Shrines of Nikko and Ise.』
Isabella Bird (Mrs. Bishop) 2Vols,1880 英語

なお、国内の歴史の教科書などにはほとんど登場し、海外でも以下に示した百科辞典等に記述されている。

- ・『The New Encyclopædia Britannica』 Encyclopædia Britannica Inc. 1991 英語
- ・『The New Encyclopedia Americana International Edition』 Grolier Incorporated 1995 英語
- ・『Brockhaus Encyclopädie』 F.A.Brockhaus Gmbh 1991 ドイツ語
- ・『Grand Dictionaire Encyclopédique』 Libraire Larousse 1984 フランス語
- ・『Lessico Universale Italiano』 Istitvto Della Enciclopedia Italiana 1974 イタリア語
- ・『Winkler Prins Encyclopaedie』 Elsevier 1952 オランダ語
- ・『Diccionario Enciclopedia U.T.E.H.A.』 Union Tipografica Edicional Hispano Americana 1953 スペイン語
- ・『Gran Enciclopedia Rialp』 Ediciones Rialp, S.A. 1989 スペイン語

- ・『Encyklopedia Powszechna PWN』Panstwowe Wydawnictwo Naukowe 1975
ポーランド語
- ・『Nj Magyar Lexikon』Akadémiai Kiadó 1961 ハンガリー語
- ・『Aschehougs Konversasjons Leksikon』Aschehougs & co. 1974 ノルウェー語
- ・『Norsk Allkunnebok』Fonna Forlag ノルウェー語
- ・『Svensk Uppslagsbok』Förlaghuset Norden Ab Malmö 1960
スウェーデン語
- ・『Otavan Iso Fokus』Kustannusosakeyhtiö Otava 1975 フィンランド語
- ・『Большая Советская Энциклопедия』Издательство 1974
ロシア語
- ・『Turk Ansiklopedisi』Millî Egitim Basımevi Ankar 1971 トルコ語
- ・『中国大百科全书』中国大百科出版社 1978 中国語

d) 現在の保存
状況

推薦資産を構成する国宝・重要文化財建造物は、「文化財保護法」の定めに従って保護されている。

推薦資産は、江戸時代初期の造営以来、適切な修理が行われ、また、度重なる災害に見舞われたが、その都度資料に基づき旧来どおり復旧してきた。このため、解体修理を必要とするような建物は、神橋、三重塔など数棟を残すのみとなっている。

さらに、痛みやすい環境にある建造物ではあるが、屋根修理、彩色修理、腐朽部の部分修理等についても、建造物の維持のための管理が適切に行われてきた。

根本的な修理を完了した建物は、その後の維持管理についても定期的な彩色修理、腐朽部の部分修理等を適切に実施してきている。

推薦資産の保存を図るため、修理及び維持管理に係わる計画を策定し、傷みの大きいものから順次修理等を実施している。

以下に、推薦建造物の保存修理の歴史を概述する。

江戸時代には、幕府によって、定期的な修理が、常駐した職人集団により行われた。特に、東照宮では、時代時代の最高の技術を加えて修理が行われ、江戸時代を通じて最高の技術で保たれた。

1897年に「古社寺保存法」が制定されてからは、文化財保護を目的とした近代的な保存修理が行われるようになった。日光には専任の技師が置かれ、その指導・監督のもとで、破損の著しい建物から順次根本的な修理が行われた。

推薦資産を構成する建造物群の修理工事は、明治以来、専門技術者のいる(財)日光社寺文化財保存会(旧日光社寺修繕事務所)が所有者から受託して行っている。修理方法は、破損の程度等によって、根本修理(解体修理・半解体修理)と維持修理(屋根葺替・部分修理・塗装修理)とに分けられる。修理の際には、専門技術者が詳細な調査・設計・監理にあたり、完了後に修理の記録を取りまとめた修理工事報告書を刊行している。

日光の修理の特徴は、建物の外部を美しく塗っている漆や彩色を定期的に伝統的な材料技術で維持修理していく作業を続けているところである。この建造物彩色の技術は、文化財保護法で定める「選定保存技術」として、(財)日光社寺文化財保存会が技術保持団体として認定され、毎年の国庫補助により、全国と日光の修理技能者の実務研修を実施している。日光の歴史的建造物保護の技術は、高い質が将来とも伝承できるシステムを備えている。

また、建造物群周辺の森林は、山岳信仰の聖地としての面影を残している。これらの森林は、推薦資産の宗教活動の中で植林されたもので、記録に残るものは15世紀からで、東照宮や大猷院霊廟の造営の際にも植林が行われ、建造物群と一体となった自然環境(文化的景観)を形成している。推薦資産は、これらの森林によって市街地から切り離され、良好な宗教空間が維持されている。

付属資料 11 主要（国宝・重文）建造物保存事業年表

付属資料 12 保存事業完了建造物配置図

e) 整備・活用
等に関する
施策・計画

d)での記述のように、推薦にかかる文化資産は、日本の文化財保護法により、国宝、重要文化財又は史跡に指定されて、最高水準の保護を受けている。

特に、建造物の保存修理事業は毎年の国庫補助で計画的に実施され、保存技術の維持継承に関する研修も毎年定期的に行われて、高い水準に保たれている。これらの事業は推薦資産の所有者と（財）日光社寺文化財保存会の専門職員を中心に企画実施され、日光市、栃木県の文化行政担当課により支援されている。

また、史跡指定は、この推薦にあわせて行われ、建造物の環境の保護、周囲の自然を含む文化的景観保護のため、有効な施策となっている。

史跡の管理は、日光市が行い、現状を変更することは厳重に規制される。

また、国立公園の指定により、推薦資産の地域における各種行為が厳重に規制され、その環境の保護が図られている。

このような現状の施策は、今後とも日本政府により引き続き維持することとなっており、資産の保護及び整備が効果的に実施されることは確実である。

なお、推薦資産及びその敷地の大半は、所有者が年間を通じて広く一般に公開している。加えて、所蔵する美術工芸品や歴史資料の収蔵公開施設を設けるなど、公開活用を図っている。これにより、将来の世代への継承も、一層確実となっている。

付属資料 13 活用（便益）施設配置図